

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和5年1月25日 横浜地方法務局大和出張所 登記官 江崎理

記

意見又は資料の提出先

〒242-0021

大和市中央一丁目5番20号

横浜地方法務局 大和出張所

TEL 046-261-2645

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積
0218-2022-0001	座間市座間字清水尻 1 4 8 9 番	原野	3 7 6
0218-2022-0002	座間市座間字清水尻 1 4 9 1 番イ	原野	2 5 4
0218-2022-0003	座間市座間字清水尻 1 4 9 1 番ロ	原野	9 9
0218-2022-0004	座間市座間入谷字清水向 4 4 6 4 番	原野	2 5 1
0218-2022-0005	座間市座間入谷字中清水 4 6 0 1 番	原野	2 3 8
0218-2022-0006	綾瀬市吉岡字芦久保 2 3 1 5 番	墳墓地	9. 9 1